

# 第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況（概要版）（案）

資料1

## 【重点課題】第1 総合的推進体制の整備

◆：新規(第4次計画から掲載)

施策名	具体的な取組 (施策名・施策の概要)	推進状況
1 相談及び情報提供体制の充実	(1)北海道被害者相談室の機能向上、各種情報の道民等への周知	○総合相談窓口（北海道家庭生活総合サポートセンターに委託）機能向上（研修会開催など）：道 令和4年度相談件数：1,137件 ○犯罪被害者等施策情報メールマガジン等を市町村、民間支援団体等へ送付：道 ○「北海道犯罪被害者支援ハンドブック」作成・ホームページ掲載：道
	(2)性犯罪・性暴力被害者への相談対応、情報提供の充実	○「性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH(さくらこ)」電話・メール・SNS相談を実施：道 ○性暴力被害者支援センター北海道の周知用シール・ポスター・チラシ作成：道 ○性犯罪被害相談電話全国共通番号を全道24時間体制で運用：道警 ○「被害者の手引」配布（公費支出など各種支援内容を教示）：道警
	(3)警察における相談体制、情報提供の充実	○警察相談センターによる24時間受理：道警 警察相談受理件数全道：77,832件 ○「性暴力」「少年」「暴力」専用相談を実施：道警 ○性犯罪被害相談について、相談者の希望する性別の職員が対応：道警 ○被害者支援要員制度の活用：道警 ○学校等における非行防止教室及び命の大切さを学ぶ教室等の開催：道警
	(4)学校における相談体制、情報提供の充実	○北海道いじめ問題対策連絡協議会等での施策や取組の協議：教育 ○スクールカウンセラー配置、教員研修の実施：教育 1,307校（小672、中417、義務教育16、中等1、特支17、高184） ○子ども相談支援センターでの相談や情報提供を実施：教育 ○生徒指導研究協議会や不登校児童生徒支援連絡協議会等での研修会において情報提供：教育
	(5)犯罪被害者等への支援に関する情報提供の充実	○北海道警察被害者連絡制度が掲載された「被害者の手引（身体犯用・交通事故用）」や「リーフレット」を事件又は事故発生初期段階に配布し、各種情報の早期提供を実施：道警 ○外国人被害者に対し、外国5か国語（英、露、中、韓、ベトナム）の「被害者の手引」を作成：道警 ○医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化（精神保健福祉センターでの情報提供や相談）：道個別相談：6件、関係機関相談：1件 ○犯罪被害者等施策のホームページの充実、街頭啓発、リーフレット作成：道

	(6)関係機関・団体等との連携による情報提供の充実	<p>○被害者支援連絡協議会での講演及び情報発信：道警</p> <p>○性暴力被害者支援を行う医療機関の確保：道</p> <p>○北海道医療機能情報システムによる情報提供：道</p> <p>○法務局との連携（「子どもの人権110番」及び「子どもの人権専門委員」制度の周知）：道</p> <p>○弁護士会との連携（電話相談・リーフレットの提供など）：道</p> <p>○日本司法支援センターとの連携（犯罪被害者支援ダイヤルや地方事務所の連絡先を周知：道</p> <p>○北海道交通事故被害者の会との連携：道警</p>
2 支援充実のための人材育成	(1)警察における被害者支援に携わる職員等への研修の充実	<p>○警察学校における昇任時教養、各専門課程教養、各警察署に対する巡回教養の機会に、犯罪被害者等支援の重要性や民間被害者支援団体との連携について教養の実施：道警</p> <p>犯罪被害者支援教養受講者数延べ1,089人</p> <p>○心理専門官の巡回教養、カウンセリング研修：道警</p>
	(2)被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得	○少年警察補導員等を対象とした研修会の開催：道警 研修会等26回
	(3) 職員等に対する研修の充実等	○知事部局、道警察本部、道教育委員会職員等を対象とした研修会の開催：道 55名
	(4)学校における相談対応能力の向上等	○生徒指導研究協議会での教育相談実践交流や事例研究：教育
	(5)誹謗中傷等を行わないための啓発活動の充実	○インターネット利用の啓発活動や情報モラルに関する教育の充実：道道内中学校、高等学校に配布（約1,300部作成、R5.3月配布）
	(6)虐待を受けた子どもの保護等に携わる職員等の研修の充実	○児童相談所職員及び児童福祉施設職員に対する専門研修の開催：道
	(7)交通事故相談活動の充実	○交通事故相談所相談員の研修に参加：道 オンライン開催：4名参加
	(8)交通事故捜査の体制強化等	○警察学校における教育の充実：道警
	(9)民間の団体の研修に対する協力	○民間被害者支援団体が行う支援員等養成講座への講師派遣：道警 研修等実施回数：6回
	(10)PTSD対策に係る専門家の養成と関係職員への啓発	○PTSD対策専門研修に参加：道 各研修会：計5名職員参加 ○災害時における、こころのケア活動：道
	(11)思春期精神保健の専門家の養成	○思春期精神保健対策医療従事者専門研修に参加：道 WEB開催職員2名参加 ○市町村職員を対象とした研修会の開催：道

3 市町村・民間団体への支援等	(1)民間の団体への支援の実	○犯罪被害者等早期援助団体にカウンセリング等業務を委託：道警 ○バザー開催による販売益の寄付など、民間被害者支援団体への財政支援：道、道警
	(2)民間の団体等に関する広報等	○街頭啓発活動、ホームページ・各種広報媒体を用いた広報、リーフレット等の活用：道、道警
	(3) 民間の団体との連携・協力の強化	○民間被害者相談室や被害者支援連絡協議会等会員との合同研修の開催：道警
	(4)犯罪被害者等早期援助団体に対する指導	○団体の活動内容や財政状況を確認し、適時適切な指導：道警
	(5)特定非営利活動促進法の適切な運用	○民間非営利団体である被害者支援団体からの法人格の取得申請等に適切に対応：道
	(6)預保納付金制度を用いた犯罪被害者等の支援	○金融庁及び（公財）日本財団の制度の周知（ホームページのリンク）：道
	(7)子ども・若者育成支援についての計画に関する周知等	○市町村が子ども・若者育成支援等計画を作成又は変更する際の相談：道
	(8)地域包括支援センターによる支援	○高齢者虐待への対応・支援の展開や虐待防止のための体制づくり等の研修会を開催：道
	(9)障がい福祉サービス事業所等への支援	◆障がい者虐待への対応・支援の展開や虐待防止のための体制づくり等の研修会を開催：道 計3,070名参加 参加者 ①障がい福祉サービス従事者 ②医療、幼稚園・保育園関係者、特別支援教育関係者

## 【重点課題】第2 損害回復・経済的支援等への取組

施策名	具体的な取組 (施策名・施策の概要)	推進状況
1 損害賠償の請求についての援助等	(1)日本司法支援センターとの連携と道民への周知	○「犯罪被害者支援ダイヤル」や地方事務所の連絡先・ホームページで周知：道
	(2)犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知	○犯罪被害者等の保護・支援のための制度について、パンフレットを被害者等に周知：道警
	(3)自賠責保険支払いの適正化等の周知	○交通事故相談所において、自賠責保険等に係る相談、リーフレットの配布：道 交通事故相談所相談件数 224件
	(4)暴力団犯罪による被害の回復の支援	○職域暴排講演の実施：道警 暴排講演299回（地域：127回、職域：172回） ○暴力追放センターのホームページに民事訴訟支援等の被害者支援制度を掲載：道警
	(5)特殊詐欺による被害の回復の支援	○金融庁制度の周知（ホームページ）：道
2 経済的負担の軽減	(1)犯罪被害給付制度の適正かつ効果的な運用	○犯罪被害給付制度を掲載した「被害者の手引」等のパンフレット等を配布：道警 ○ホームページで制度の拡充を周知：道警 ○身体犯被害者に係る診断書料の公費支出：道警 診断書料総支出件数 74件

		○身体犯被害者に係る初診料の公費支出：道警（R3～）初診料総支出件数35件 ○身体犯被害者に係る検案書料の公費支出：道警（R4～）検案書料総支出件数5件
	(2)性犯罪・性暴力被害者の医療費の負担軽減	○性犯罪被害者の医療経費（初診料、処置料、緊急避妊料、人工妊娠中絶費用、診断書料）の公費支出：道警 医療経費総支出件数81件  ・性暴力被害者の医療費（初診料、処置料、緊急避妊料、人工妊娠中絶費用、診断書料）を公費支出：道
	(3)司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置	○遺体修復及び遺体搬送に係る経費を公費支出：道警 遺体修復件69件、遺体搬送1件
	(4)海外での犯罪被害者に対する経済的支援	◆ホームページ、各種広報媒体を通じ国外犯罪被害弔慰金等支給制度を周知：道警（R3～）
	(5)カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減	◆ホームページ、各種広報媒体を通じカウンセリング費用の公費負担制度を周知：道警（R3～）
3 居住の安定	(1)道営住宅等への優先入居等	○道営住宅への優先入居（当選率の引き上げ）を実施：道 ◆犯罪被害者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録業務：道 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録数（令和4年度末・道全体）16,316戸 ◆家賃債務保証、賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談対応、要配慮者への生活支援などを行う法人の指定：道
	(2)被害直後及び中期的な居住場所の確保	○児童福祉施設等での一時保護委託：道 ○女性相談援助センターでの夜間・休日のDV相談対応：道 夜間・休日電話相談事業の委託：1団体 ○女性相談援助センター、民間シェルター、母子生活支援施設などでの自立に向けた支援、教養、技能の指導や就労支援：道 ○一時避難に係る緊急避難場所の確保に要する経費、犯罪現場となった自宅のハウスクリーニングに要する経費を公費支出：道警 ストーカー・配偶者等からの暴力事案 149件 ハウスクリーニングに要する公費負担制度運用1件
	(3)犯罪被害者等の生活支援策についての情報提供等の実施	○犯罪被害者等の保護・支援のための制度をパンフレットなどによる情報提供：道警

### 【重点課題】第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

施策名	具体的な取組 (施策名・施策の概要)	推進状況
1 保健医療・福祉サービスの提供	(1)障がいを負われた人への支援	○交通事故による重度後遺障がい者に対する医療の充実等の周知（独立行政法人自動車事故対策機構が行う事業の周知）：道
	(2)性犯罪・性暴力被害者への支援	○心理専門官によるカウンセリング業務の実施：道警 ○精神療法に要する医療経費（初診料、再診料、検査料、精神科専門療法料）の公費支出：道警

		<p>○医療機関における性暴力被害者への対応体制の整備（性暴力被害者支援センター北海道の協力病院の医療関係者を対象とした研修を実施）：道</p> <p>○「緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関一覧」の作成などワンストップ支援センター等に情報提供：道</p>
	(3)少年被害者への支援	<p>○児童相談所の夜間・休日における職員の連絡体制の強化：道</p> <p>○児童家庭支援センター（道内8箇所を設置）による地域の相談支援：道</p> <p>○市町村職員を対象とした児童虐待に関する専門研修の開催：道</p> <p>○犯罪被害少年に対するカウンセリング、保護者及び関係者に対する助言：道警</p> <p>○里親制度の充実（児童相談所における里親の養育援助希望者の登録、養育援助者の里親への派遣による生活支援や相談支援の実施）：道</p>
2 安全の確保	(1)再被害の防止に向けた取組の推進	<p>○加害者に関する情報の提供：道警</p> <p>○13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所者から再被害のおそれがあると認めた犯罪被害者等を「再被害防止対象者」として指定：道警</p> <p>再被害対象者14名（R4.3月末時点）</p> <p>○暴力団等から危害を被るおそれのある者を「保護対象者」として指定：道警 保護対象者52名</p> <p>○身辺警戒員の指定：道警 全道の捜査員から53名を指定</p> <p>○配偶者等からの暴力（DV）、人身取引及び児童虐待の被害者等の保護等に関する連絡会議の開催：道</p> <p>○加害少年やその保護者に対する指導等の充実：道</p> <p>○児童生徒の健全育成を図るため、学校教育指導や各種会議等を通して、警察や児童相談所等の関係機関との連携の在り方についての指導・助言：教育</p> <p>○「少年サポートチーム」による、犯罪等の被害にあった少年の再被害防止、加害少年やその保護者に対する指導等の実施：道警 令和4年度は38チームを編成</p> <p>○被害者等の一時避難に係る公費支出：道警 公費負担制度運用件数72件</p> <p>○市町村が行う住民基本台帳閲覧制限等のための援助：道警</p>
	(2)配偶者からの暴力、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待からの保護	<p>○児童福祉施設等での一時保護委託：道</p> <p>○女性相談援助センターでの夜間・休日のDV相談対応：道 夜間・休日電話相談事業の委託：1団体</p> <p>○児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備（警察学校における各種研修、警察署に対する巡回指導）等：道警</p> <p>○教職員向け資料の周知や校内研修の開催：教育</p> <p>○学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供：教育</p> <p>◆同伴する児童の保育支援や学習機会の確保など、状況に応じた支援の充実を図るとともに、児童相談所をはじめ関係機関との連携：道</p> <p>◆DV被害により、児童の保護が必要な場合に、児童相談所で一時保護を実施：道</p>

	(3)犯罪被害者等に関する個人情報保護等	<p>○防犯講話、非行防止教室、薬物乱用防止教室、サイバー防犯講話などを通じて、個人情報インターネット上で拡散しないよう適切な利用に関する道民理解を促進：道警 講話実施回数2,145回</p> <p>○「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」等に基づき、立入検査等を実施し、医療機関や保険者に対し適切に対応：道</p>
3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等	(1)職員等に対する研修の充実等	<p>○知事部局、道警察本部、道教育委員会職員等を対象とした研修会の開催：道 オンライン開催 参加者55名</p> <p>○民生委員に対する、守秘義務の遵守等職務上必要な知識を習得することを目的とした「民生委員児童委員研修会」を開催：道</p> <p>1 民生委員児童委員初任者研修 出席者：集合型 1,743名 2 民生委員児童委員専門研修 出席者：集合型 1,000名 動画配信 396名</p> <p>○女性相談援助センターの婦人相談員へ全国婦人相談員・心理判定員研究協議会への派遣：道</p> <p>◆性犯罪捜査研修会等において、専門的知見を有する講師による講義を実施：道警</p>
	(2)女性警察官の配置等	○性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置：道警 性犯罪指定捜査員 380人
	(3)警察における犯罪被害者等のための施設の改善	○犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられるよう「相談室」の環境づくり：道警

#### 【重点課題】第4 刑事手続への関与拡充への取組

施策名	具体的な取組 (施策名・施策の概要)	推進状況
1 刑事に関する手続きへの参加の機会を拡充するための制度の整備等	(1)日本司法支援センターとの連携と道民への周知	○「犯罪被害者支援ダイヤル」や地方事務所の連絡先・ホームページで周知：道
	(2)被害の届出の迅速・確実な受理	○被害の届出に対しては、即時に受理し、被害の届出を受理しなかったものについては、所属長まで報告し組織的に管理：道警
	(3)医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進	◆全道で13院の協力医療機関から性犯罪証拠採取キット整備協力：道警
	(4)証拠物件の適正な返却又は処分の推進	○捜査上留置の必要がない証拠物件は、犯罪被害者等の意思を尊重し、早期還付、還付公告、廃棄処分を実施：道警
	(5)刑事の手続等に関する情報提供の充実	○「被害者の手引（身体犯用・交通事故用）」などを、事件又は事故発生の初期段階に配布し、各種情報の早期提供に努める：道警
	(6)捜査に関する適切な情報	○被害者連絡制度等を周知徹底・活用：道警
	(7)判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実	○刑務所、拘置所の刑事施設等との適時連絡による加害者情報の提供：道警

【重点課題】 第5 道民及び事業者の理解増進等

施策名	具体的な取組 (施策名・施策の概要)	
1 道民の理解の増進	(1)道民に対する普及啓発の推進	<p>○民間被害者支援団体等の関係機関と連携した街頭キャンペーン、広報啓発活動の実施：道、道警</p> <p>○北海道弁護士会連合会と連携した「無料相談会」を開催：道</p> <p>○「飲酒運転根絶の日」決起大会等を開催し、飲酒運転を根絶するための取組を実施：道</p> <p>○人権週間に連動した広報・啓発活動の実施：道</p> <p>○児童虐待防止推進月間に関係機関や団体等と連携して各種広報啓発活動を実施：道</p> <p>○「女性に対する暴力をなくす運動」に連動した広報・啓発活動の実施：道</p> <p>○「北海道犯罪被害者等支援フォーラム」開催：道、道警、教育 オンライン開催：参加者83名</p> <p>◆「自画撮り被害」などSNSに起因した性的被害防止のため啓発ポスターを作成：道（R4 約1,300部作成、R5.3月配）</p>
	(2)児童生徒に対する人権教育の推進	<p>○教諭、市町村教育委員会職員及び各教育局道徳教育担当指導主事が参加する北海道道徳教育推進会議の実施：教育 令和4年度子どもの心に響く道徳教育推進事業 計47校に派遣</p> <p>○養護教諭の専門性を高めるため研修の実施：教育</p> <p>1 初任段階養護教諭等研修（1年次・第I期）出席者：76人</p> <p>2 初任段階養護教諭等研修（3年次）出席者：70人</p> <p>3 初任段階養護教諭等研修（5年次）出席者：56人</p> <p>○教職員の性に関する専門家による講義、保護者や関係機関との情報共有：教育</p> <p>健康教育研修会：対面とオンラインの混合：出席者：120人</p> <p>○学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進：教育</p> <p>○学校における犯罪抑止教育の充実（道警と連携した非行防止教室の開催）：教育、道警</p> <p>○中学・高校生を対象とした被害者遺族等の講演：道警 「命の大切さを学ぶ教室」の開催 被害者遺族による講演会43回 警察職員による講話173回 各種会合を活用しての講演及び講話460回</p> <p>○教職員のカウンセリングスキルを向上するための研修の実施：教育</p> <p>○養護教諭を対象とした研修の実施：教育</p> <p>1 初任段階養護教諭等研修（1年次）出席者：76名</p> <p>2 初任段階養護教諭等研修（3年次）出席者：70名</p>
	(3)交通事故被害者に関する理解の増進	<p>○交通事故事件被害者等の手記等をまとめたリーフレットなどによる道民の理解増進と安全意識の高揚：道警</p> <p>○運転者に対する取消処分者講習等での被害者やその遺族による講話・講習を実施：道警</p>

		◆交通安全緑書において交通被害者救済対策を掲載しホームページにおいて周知：道
2 事業者の理解の増進	(1)求職者の就職支援や事業主等の理解の増進	○ジョブカフェ北海道やジョブサロン北海道において、公共職業安定所等と連携し、各種相談対応やセミナー等の就職支援サービスを実施：道
	(2)個別的労使紛争解決システム等の活用	○個別的労使紛争あっせん制度に係るPRリーフレットを関係機関に配付：道
		○労働相談ホットラインを委託設置、中小企業労働相談所を設置：道